

## 生活福祉科介護福祉専攻の各実習施設との懇談会から

生活福祉科介護福祉専攻

本 多 正 俊

本学の、介護福祉専攻におきましては、机上の知識・技術といった卒業単位を満たすだけにとどまらず、それは人間である利用者の生命・身体を第一優先に考えるあまり、わが国の指導によるところの、学生が卒業までに施設で実際に行う介護福祉実習を450時間以上とし三期(一期2月二週間、二期6月四週間、三期11月四週間の計10週間／450時間)に分けて特別養護老人ホームや身体障害者療護施設に行きますが、毎回、一施設に受けさせていただける学生の数に5人までという制限があり、それらを克服するため、一年年約40人の学生を実習毎に京都府から兵庫県にかかる地域で15～18施設に送迎配置し現任準備教育訓練のための実習をさせなければならない。そこで、学生は介護保険を視野に入れつつこれまでに培った知識・技術・人間性を実際の利用者と向き合う介護実践の場で、安全・安楽(安寧)・自立の角度から基礎を応用へと変えていかなければならない。しかし、まだ未熟な学生独自の判断で実習を進めていくという前提から非常に多くのリスクを伴うため教育サポート体制の充実が不可欠となる。それで、実習現場で学生指導をしていただく施設長、指導員、施設職員と本学の学長、事務部長、施設巡回教員の間でスーパービジョンの調整を年一回お詫びを兼ねて実施しており平成15年度も5月9日にお忙しい中8施設の参加が得られ、昨年度の反省と疑義に対する応答形式を歓談な状態で調整し、介護実習に際した本学独自の実習日誌の形態や様々な教育的指導が学生の学びや気付きとなり、介護過程の展開から介護研究へと確実に直結し、初年度から本学が毎年発刊させていただく『施設実習に於けるケース研究報告集』に繋げられていると説明でき、本年度の学生の施設介護実習中における本学と各実習施設との学生指導水準の向上に少しづつではあるが、結びつけていくことができたのではないかと考えております。



受理：2004年1月15日(成美学会)

## 本学の施設実習達成基準とスーパービジョン統一内容

### 1. ワンポイント実習

一日施設見学実習（春季・秋季の計2回実施）

学生の動機付けの効果が大きく、本格的な実習の始まる前に経験させている。

### 2. 第1段階実習（2週間）

第1段階実習は、コミュニケーション関係が比較的可能な障害者施設と老人施設を実習施設とし、利用者の初步的な日常生活の援助をしながら、利用者の自助におけるニーズと介護の機能ならびに施設職員の一般的な役割を学ぶとともに、福祉施設で働くことの意義を学ぶものである。

### 3. 第2段階実習（4週間）

第2段階実習は、重度生活障害を有する障害者または老人施設を実習施設とし、障害のレベルに応じて求められる適正な介護技術の用い方とその評価の方法を学ぶことを目的とする。

比較的長期にわたって特定の利用者について実習し、介護技術の応用の仕方が大変さまざまであることを知ると同時に、利用者との人間的なかかわりの中にあって発生するさまざまな問題を解決するにあたって考えなければならない諸方法について具体的に学ぶ実習である。

また、医療・看護職との関連で独自の判断（医療行為の禁止）で行ってはならない業務との連携の方法についても学ぶ実習である。

### 4. 第3段階実習（4週間）

第3段階実習は、総仕上げのための現任準備教育訓練のための実習である。施設の処遇全般について理解するとともに、個別介護計画・実施・記録の方法についてもマスターしなければならない実習である。また、担当した利用者について個別具体的に介護の現場で介護過程の展開ができた内容、言わば実証的研究を兼ね備えた実習でもあり終了後はこれをもとに研究発表を行う専門演習である。